

## 住宅用家屋証明申請の添付書類

### 【共通事項】

- 申請書2通（申請書・証明書用）  
※うち1通には申請者（代理の場合は申請代理人）の印鑑が必要です。
- 入居済…住民票の写し or  入居予定…住民票の写し、申立書  
※住民票の写しはコピー可ですが、申立書は原本が必要です。また、申立書の場合、別途書類が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。

### 【ケースごとに必要な添付書類】

#### ○（イ）第41条（A）新築されたもの

##### —所有権保存登記—

- （1）か（2）か（3）のいずれか（コピー可）
  - （1）登記申請書、建築確認済証、検査済証及び平面図（間取り図）
  - （2）登記完了証及び平面図（間取り図）
  - （3）登記事項証明書及び平面図（間取り図）※1
- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅であれば、認定書の写し

#### ○（イ）第41条（B）建築後使用されたことのないもの

##### —所有権保存登記、所有権移転登記—

- （1）か（2）か（3）か（4）のいずれか（コピー可）
  - （1）登記申請書、建築確認済証、検査済証及び平面図（間取り図）
  - （2）登記完了証及び平面図（間取り図）
  - （3）登記事項証明書及び平面図（間取り図）※1
  - （4）登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報及び平面図（間取り図）
- 取得年月日を確認できる以下のような書類（コピー可）
  - 売買契約書
  - 売渡証書
  - 代金納付期限通知書（競落）
  - 登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報
- 未使用証明書（原本提出）
- 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅であれば、認定書の写し

#### ○（ロ）（B）第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）※2

##### —移転登記—

- 登記事項証明書（コピー可）
- 取得年月日及び取得原因を確認できる以下のような書類（コピー可）
  - 売買契約書
  - 売渡証書
  - 代金納付期限通知書（競落）
  - 登記の申請情報と併せて提供する登記原因証明情報 ※1
- 建築後20年（耐火建築物は25年）を超えるものは、以下の書類の写し
  - 耐震基準適合証明書
  - 住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関が発行する現況検査・評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に基づく住宅性能評価書）の写しにおいて、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるもの）
  - 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証明書

※1 登記事項証明書の代わりに、登記情報提供サービスの「照会番号」も利用できます。有効期間を過ぎたもの、使用済のもの、登記申請中の場合は使用できませんのでご注意ください。

※2 特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得した中古住宅（（ロ）（A）第42条の2の2）は、「増改築等工事証明書」も必要です。また、工事内容により既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約に係る保険付保証明書が必要となる場合があります。

疑義が生じた場合には上記以外の書類が必要になることもあります。

1通につき、手数料1,300円が必要です。